

改正

令和3年3月31日告示第66号

令和4年4月1日告示第72号

富里市ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が所有する施設及び市が実施する事業等に対するネーミングライツを付与することにより、愛称が命名された施設等の付加価値、魅力及び市民サービスの向上を図るとともに、市の新たな財源を確保するため実施するネーミングライツ事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ 市が所有する施設若しくはその一部又は市が実施する事業（以下「施設等」という。）に愛称を付す権利をいう。
- (2) 事業者等 法人その他の団体をいう。
- (3) ネーミングライツ・パートナー 市長が契約によりネーミングライツを付与する事業者等をいう。
- (4) ネーミングライツ事業 市がネーミングライツをネーミングライツ・パートナーに付与し、その対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得て、施設等の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てる事業をいう。
- (5) 愛称 ネーミングライツ・パートナーが命名した名称をいう。

(事業の基本原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、施設等を活用した本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

2 市は、ネーミングライツ事業により決定した愛称を、当該ネーミングライツ事業における契約期間中は、命名された施設等に使用するものとする。ただし、条例等の例規に規定してある施設等の名称については、変更しないものとする。

(ネーミングライツ・パートナーの要件)

第4条 ネーミングライツ・パートナーとなることができる事業者等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの
- (2) 市から指名停止措置を受けているもの
- (3) 市税、国税、県税その他の租税を滞納しているもの又は正当な理由なく市に対する債務を履行していないもの
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続をしているもの又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続をしているもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第2項に規定する風俗営業者及びこれに類する業を営んでいるもの
- (6) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第2項に規定する貸金業者(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定するものを除く。)
- (7) 政治性又は宗教性のある事業を行うもの
- (8) 暴力団(富里市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)が、その経営に実質的に関与している事業者等、暴力団の威圧又は暴力団員を利用するなどしている事業者等及び暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している事業者等
- (9) 指定管理者制度の導入施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行っている施設又は管理を行うことを予定している施設をいう。以下同じ。)である場合は、ネーミングライツ事業を導入した時点の指定管理者の事業目的と競合するもの
- (10) その他市長が適当でないと認めるもの
(指定管理者との協議)

第5条 指定管理者制度の導入施設においては、公募前にネーミングライツ事業を実施することについて指定管理者と協議し、合意しなければならない。

2 新たに指定管理者を募集する施設でネーミングライツ事業の実施が見込まれる場合又はネーミングライツ事業を実施している施設で新たに指定管理者を募集する場合は、その旨を別に定める募集要項に盛り込み、当該応募者に説明するものとする。

3 ネーミングライツ料は、指定管理者がネーミングライツ・パートナーを兼ねる場合を含め、全

て市の収入とする。

(愛称の表記範囲)

第6条 ネーミングライツ・パートナーが表記する愛称は、市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等の規定に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- (4) 社会問題等の主義、主張等に係るもの
- (5) 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 人権を侵害し、差別を助長するおそれのあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設等に表記する愛称として適当でないと市長が認めるもの
(ネーミングライツの付与期間)

第7条 ネーミングライツを付与する期間は、原則3年以上とし、施設等の性格等に応じて決定する。ただし、指定管理者制度の導入施設については、その指定管理期間を考慮し、市長が適切な期間を定めることができる。

(募集)

第8条 ネーミングライツ・パートナーの募集は、対象施設等ごとに募集方法、ネーミングライツ料、選定方法その他ネーミングライツ事業の実施について必要な事項を定め、市ホームページ、広報紙等により広く募集するものとする。ただし、市長が公募によることが適当ではないと判断した施設等については、公募しないことができる。

(応募)

第9条 前条の募集に応募しようとする事業者等は、ネーミングライツ・パートナー申込書(別記第1号様式)及びネーミングライツ・パートナー申込みに係る誓約書(別記第2号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 直近3事業年度分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)及び事業報告書
- (4) 直近1事業年度分の納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税等)及び市税を滞納していないことを証明する書類
- (5) 愛称に商品名等を使用する場合は、当該商品等の概要が分かるもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(審査機関)

第10条 ネーミングライツ事業に係る審査を行うため、富里市ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会は、別表に掲げる委員で組織する。ただし、市長が必要と認めるときは、ネーミングライツ事業に関して専門的知識を有する者等を委員として委嘱することができる。
- 3 審査委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は副市長とし、副委員長は企画財政部長とする。
- 5 委員長は審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第11条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審査委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第12条 審査委員会の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

(決定及び通知)

第13条 市長は、前条に規定する審査委員会の審査の内容、結果等を尊重し、契約の相手方を決定するものとする。

- 2 市長は、採用を決定したときは、ネーミングライツ・パートナー採用決定通知書（別記第3号様式）により、不採用を決定したときは、ネーミングライツ・パートナー不採用決定通知書（別記第4号様式）により、応募した事業者等に通知するものとする。

(千葉県屋外広告物条例の遵守)

第14条 市長及びネーミングライツ・パートナーは、対象施設、施設案内看板等への愛称の表記については、千葉県屋外広告物条例（昭和44年千葉県条例第5号）の規定を遵守しなければならない

い。

(愛称の周知)

第15条 市長は、決定した愛称を広く周知するものとする。

(愛称の変更)

第16条 愛称は、ネーミングライツを付与する期間内は原則として変更することができない。

2 市長は、愛称の変更を必要と認める場合は、変更の可否についてネーミングライツ・パートナーと協議するものとする。

3 前項に規定する場合において、変更しようとする施設が指定管理者制度の導入施設であるときは、ネーミングライツ・パートナー及び指定管理者と協議するものとする。

(契約の締結)

第17条 市長は、採用決定した事業者等とネーミングライツ事業に係る契約を締結するものとする。

(ネーミングライツ料の納入)

第18条 ネーミングライツ・パートナーは、市長が指定する期日までに市の発行する納付書により、年度ごとに一括でネーミングライツ料を納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、市長及びネーミングライツ・パートナーは協議により、支払方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

(契約解除の申出)

第19条 ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツ事業の継続が困難となったときは、あらかじめ契約の解除を申し出なければならない。

2 ネーミングライツ・パートナーは、前項の規定により契約の解除を申し出るときは、ネーミングライツ事業契約解除申出書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(ネーミングライツ・パートナーの取消し)

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときには、ネーミングライツの付与を取り消すことができる。

(1) 指定した期日までにネーミングライツ料の納入がないとき。

(2) ネーミングライツ・パートナーが、法律、条例等に違反し、又はそのおそれがあると市長が認めたとき。

(3) ネーミングライツ・パートナーの社会的又は経済的な信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

(4) 前条の規定により、ネーミングライツ・パートナーから契約解除の申出があったとき。

2 市長は、前項の規定によりネーミングライツの付与を取り消したときは、ネーミングライツ付与取消決定通知書（別記第6号様式）によりネーミングライツ・パートナーに通知するものとする。

3 第1項の規定によりネーミングライツの付与を取り消した場合であっても、第18条の規定により既に納入されたネーミングライツ料は、返還しないものとする。

(費用負担区分)

第21条 市は、ネーミングライツ事業の実施に当たり、市ホームページ、広報紙等の作成に係る経費を負担し、その他の経費については、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとする。

2 契約期間の満了又はネーミングライツの取消しに伴い原状回復に必要となる費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担する。

3 前2項の規定にかかわらず、市長とネーミングライツ・パートナーの協議により、費用負担区分を変更することができる。

(補則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第66号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日告示第72号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第10条関係）

区分	役職
委員長	副市長
副委員長	企画財政部長
委員	教育長 消防長 総務部長 健康福祉部長 経済環境部長 都市建設部長 教育部長 総務課長 広報情報課長 経営戦略課長 財政課長 対象施設 等の所管課の長